発議案第3号

福島第一原発によるアルプス処理水の海洋放出中止を 求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条1項の規定により提出します。

令和5年10月11日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員 徳本 光香

賛成者 白井市議会議員 根本 敦子

提案理由

国に対し、国際法をまもり、福島第一原子力発電所によるアルプス処理水の海洋放出を中止し、関係者はじめ国際社会や国民多数の理解が得られる別の方法を検討し実施することを求めるため。

福島第一原発によるアルプス処理水の海洋放出中止を求める意見書(案)

2021年4月13日、政府は東京電力福島第一原発事故に伴うアルプス(多核種除去装置)処理水の海洋放出を決め、本年8月24日から初回の放出を、10月5日からは2回目の放出を、ほぼ同量の7800トン流す予定で行っています。

1982年に採択された「国連海洋法条約」第194条(2)は、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他のるででの環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること(中略)主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないこと条では「いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制らとは「いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減しの区域がよりに、海洋である」とは間接に移転さけないように(中略)行動するとめの直接若しくは間接に移転さけないように(中略)行動するとあります。また、2011年の原発事故発生直後、日本は気ののとあります。また、2011年の原発事故発生直後、下次条約ののとあります。国際法と他国への約束を守り、汚染水の増加をとめる広域遮水壁の設置、大型タンク貯留、モルタル固化など、海洋放出を回避する手立てこそ真剣に検討するべきです。

政府は「(海洋放出は)国際的な安全基準に合致する」とした国際原子力機関(IAEA)の報告書を安全性の証明のように説明していますが、IAEAは原子力利用を促進する機関であり、中立的第三者機関ではありません。また報告書には「日本政府の海洋放出の政策を推奨したり支持したりするものではない」とあり、報告書が海洋放出以外の方法を検討していない点で、IAEA自身の安全基準にも反しています。

世界では、事故を起こした原子炉で放射能汚染された後の処理水が意図的に海に流されたことは一度もなく、「アルプス処理水」は世界の原発から放出されているトリチウム水とはまったく異なります。経産省自身が、この処理水の約7割にトリチウム以外の規制基準以上の放射性物質が残っていることを認めています。

国内でも、福島県漁連をはじめ全国漁業協同組合連合会などが処理水の海洋放出に反対しており、2015年8月に経済産業省が地元漁業者と交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という約束を守らず決定したことは重大です。かつて高い評価を受けていた福島県沖の魚の水揚げは、原発事故前の2010年と比べて水揚げ量は約2割にとどまっており、試験操業を終えて本格操業を目指そうという今、今後30年以上も処理水の海洋放出を続

けることは、東日本大震災と原発事故からの復興をめざしてきた人々の12年以上の努力と希望を水の泡とするものです。

このように、国際法違反の懸念、国際社会の理解、海洋環境への影響、安全性、国民的理解、風評被害について、多くの課題が生まれています。原発の廃炉、復興に向けての取り組みは、理解と信頼を得て進めるべきです。豊かな海を次世代に引き継ぐためにも、アルプス処理水の処分は、海洋放出によらず、関係者はじめ、国際社会や国民多数の理解が得られる別の方法を検討し実施することを求めます。

令和5年10月11日

千葉県白井市議会

意見書提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 様経済産業大臣 西村 康稔 様